

労働者協同組合及び関係法人について

資料6

項目	労働者協同組合	企業組合	NPO法人	社会福祉法人
根拠法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法	特定非営利活動促進法	社会福祉法
事業	労働者派遣業を除いて、制限はない	制限はない	法律で規定する20分野 (福祉の増進、まちづくり推進、環境保全など)	第一種社会福祉事業、 第二種社会福祉事業(注1) 他に、公益事業、収益事業が可
設立	準則主義 ・3人以上の個人	認可主義 ・4人以上の個人	認証主義 ・10人以上の社員(会員)	認可主義 ・理事6人以上、評議員7人以上、 監事2人以上
組合員(社員)資格	個人	個人及び特定組合員 ※特定組合員とは、組合の事業活動に必要な施設・物資・技術・人材等の提供を行う法人等	個人又は法人	-
出資	あり	あり	なし	なし
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票) ※定款で変更可	-
配当	従事分量配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	分配不可	分配不可
解散時の残余財産	分配可	分配可	分配不可	分配不可 ※社会福祉法人又はその他社会福祉事業を行う者若しくは国庫に限られる

注1 第一種社会福祉事業：経営主体は行政又は社会福祉法人が原則。特別養護老人ホーム、児童養護施設等
第二種社会福祉事業：経営主体に制限なし。保育所、障害福祉サービス事業等

労働者協同組合及び関係法人について

項目	労働者協同組合	企業組合	NPO法人	社会福祉法人
組合員(社員)との労働契約の締結義務	あり	なし(注2)	なし(注2)	なし
組合員比率	全従業員の3/4以上	全従業員の1/3以上	—	—
従事比率	全組合員の4/5以上	全組合員の1/2以上	—	—
所管行政庁	都道府県知事、連合会は厚生労働大臣	都道府県知事等	都道府県知事又は政令市長	都道府県知事又は市長、事業が2以上の厚生局にわたるもので特定要件を満たす場合は厚生労働大臣
行政庁による監督	報告徴収、立入検査、措置命令、業務停止命令・役員改選命令、解散命令	報告徴収、立入検査、措置命令、認可の取消	報告徴収、立入検査、措置勧告、措置命令、認証の取消	報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令
法人税の課税	調整中	全ての所得	収益事業の所得	収益事業の所得

注2 組合・関係法人の組合員(社員)との間で任意に労働契約を結ぶことは可能

(本資料は、HP等の掲載情報を基に勤労者生活課において作成したもの)